

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和元年12月議会の議決を経た後に正式に指定することになる。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：門司体育館等26スポーツ施設
所在地・施設内容：別添資料のとおり

(2) 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：北九州スポーツネットワーク共同事業体
所在地：東京都品川区東品川四丁目10番1号
代表企業：コナミスポーツ株式会社
構成員：日本管財株式会社、株式会社コアズ
主な業務内容：スポーツクラブの開発・運営、市区町村・民間企業の各種スポーツの運営受託、各種スポーツイベントの企画・運営、建物管理運営事業、住宅管理運営事業、環境施設管理事業、セキュリティ事業、ビルメンテナンス事業、派遣事業、等

2 指定の経緯

令和元年	9月 5日	募集説明会
元年	8月30日～9月26日	申請書及び提案書の受付
元年	10月 7日～8日	指定管理者検討会の開催
元年	11月	指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ア 法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- イ 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ウ 募集説明会に参加していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が募集説明会に参加していること。)

エ スポーツ施設の管理運営及びスポーツ振興に関するノウハウや能力を有すること。

(2) 応募状況

説明会参加：11団体

応募件数：1団体

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討した。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定した。

4 検討会構成員

[学識経験者]

南 博（北九州市立大学 地域戦略研究所 兼 地域創生学群 教授）

[学識経験者]

田代 利恵（九州共立大学 スポーツ学部 スポーツ学科 教授）

[スポーツクラブ経営・育成]

井口 佳久（特定非営利活動法人スポーツウェイヴ九州 理事）

[財務専門家]

寺崎 政勝（寺崎政勝税理士事務所 所長）

[企業経営有識者]

河邊 政恵（株式会社リバー不動産 代表取締役社長）

5 選定基準

選定基準（＝審査項目）目及びポイント	
1	指定管理者としての適性
(1)	施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
①	応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
(2)	安定的な人的基盤や財政基盤
①	長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3)	実績や経験など
①	応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
②	応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
③	複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

- ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
- ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
- ③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
- ④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。

(2) 利用者の満足度

- ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
- ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
- ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
- ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
- ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

【効率性】

(3) 指定管理業務に係る経費

- ① 指定管理業務に係る費用が妥当なものであるか。
- ② 経費を低減するための実施可能な提案があるか（市の仕様書の変更による効率化を含む）。
- ③ 施設の管理運営（指定管理業務）に係る収支計画の内容が合理的かつ妥当なものであるか。
- ④ 清掃、警備、設備の保守点検などの業務について指定管理者から再委託が行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫されているか。

(4) 収入の増加に向けた創意工夫

- ① 収入を増加するための実施可能な提案があるか。

【適正性】

(5) 管理運営体制など

- ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
- ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
- ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
- ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
- ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。

(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- ① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
- ② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
- ③ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
- ④ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

6 審査結果

(1) 得点

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル					審査 結果	得点
			構成員						
			A	B	C	D	E		
北九州 スポーツ ネット ワーク 共同 事業体	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	5	3	4	4	4	4	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	4	4	4	4	3	4	4
	(3) 実績や経験など	5	4	4	4	4	4	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	30	4	3	4	3	4	4	24
	(2) 利用者の満足度	10	3	4	4	4	4	4	8
	【効率性】								
	(3) 指定管理業務に係る経費	15	4	3	3	3	3	3	9
	(4) 収入増加に向けた創意工夫	10	3	3	3	3	3	3	6
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	4	4	4	4	4	4	8
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	4	3	4	3	4	4	8	
合計	100	75	67	75	67	74	—	75	

(2) 検討会における主な意見

- ・十分な実績があり、疑いなく管理を任せることができる。
- ・プレゼンの内容は、全国規模での話が多く、全国の場合と北九州市の場合との取組み等の違いをもう少し具体的に示して欲しかった。
- ・企業間の役割分担やプレゼンテーションは良かった。
- ・利用者向けの取組み、地域密着型の取組みは評価できる。
- ・総括責任者の能力は評価できるが、属人的な対応になっているとすれば、人材育成も必要であると感じた。

(3) 検討会における検討結果

他の自治体でも多くの指定管理施設を管理しており、指定管理者として十分な実績があることやその実績を生かした利用者向けの取組み、地域密着型の取組みは評価できる。以上のことから、門司体育館等26スポーツ施設の業務を行うのに十分な適格性を有していると考えられる。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、北九州スポーツネットワーク共同事業体を指定管理者候補に選定した。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙『提案概要』のとおり。

(2) 市における主な選定理由

- ・指定管理者として、十分な実績のある企業で構成された共同事業体であり、安定した施設運営を期待できる。
- ・各提案が細部まで行き届いており、その実現可能性を期待できる。
- ・障害者差別の解消に向けた研修を取り入れるなど、市の施策を理解したうえでその施策に寄与するような提案をしていることは、評価できる。

8 提案額

309,955千円（令和2年度～6年度までの各年度）

北九州市立門司体育館等26スポーツ施設施設概要

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	建築年月日	供用開始年月日	構造	建築物等の概要等	駐車舞台数	供用時間	休業日
1	和布刈塩水プール	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	門司区大字門司3491番1号	昭和39年7月10日	昭和39年7月10日	RC造 2F建 一部S造	50m(9コース) 25m(7コース・遊戯用) 幼児用(1池)	90台 (公園駐車場)	9:30~17:00	1~6月まで及び9~12月まで
2	大里プール	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	門司区不老町一丁目1番	昭和41年8月1日	昭和41年8月1日	RC造	50m(9コース) 25m(7コース) 幼児用(1池)	50台 (公園駐車場)	9:30~17:00	1~6月まで 及び9~12月まで
3	柴川河畔プール	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	小倉南区徳力新町一丁目1番8号	昭和58年7月3日	昭和58年7月3日	RC造 平屋建	25m(6コース)、幼児用(1池)	20台 (公園駐車場)	9:30~17:00	1~6月まで 及び9~12月まで
4	門司球場	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	門司区不老町一丁目1番	昭和32年9月15日	昭和32年9月15日	RC造 平屋建	競技場 11,600㎡(夜間照明) 収容人員 5,000人 本部席・更衣室・シャワー室 ベンチ・スタンド	35台	(4~10月) 6:00~21:00 (11~3月) 6:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
5	三萩野庭球場	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	小倉北区三萩野三丁目3番2号	昭和52年10月16日	昭和52年10月16日	RC造 2F建	競技場 8,040㎡ (砂入り人工芝12面) 夜間照明 管理棟・スタンド 収容人員 2,250人	三萩野体育館と共用	(4~11月) 7:00~21:00 (12~3月) 7:00~18:00 ※現在2時まで営業	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
6	柴川河畔庭球場	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	小倉南区徳力新町一丁目1番8号	平成11年11月1日	平成11年11月1日		競技場 2,035㎡(砂入り人工芝3面) 壁打(1面)675㎡ 付属施設は柴川河畔プールと兼用	柴川河畔プールと共用	(4~11月) 7:00~21:00 (12~3月) 7:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
7	吉田太陽の丘庭球場	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	小倉南区中吉田二丁目10番	平成18年4月1日	平成18年4月1日	S造 平屋建	競技場 4,500㎡(砂入り人工芝6面) 更衣室・シャワー室	10台	(4~11月) 7:00~21:00 (12~3月) 7:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
8	田野浦庭球場	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	門司区新開13番	昭和51年10月19日	昭和51年10月19日	S造	競技場 1,520㎡ (クレー2面、壁打ち1面)	25台 (公園駐車場)	(4~11月) 7:00~21:00 (12~3月) 7:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
9	隣山弓道場	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	小倉北区城内4番	昭和55年3月1日	昭和55年3月1日	RC造 平屋建	5人立ち	12台	9:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
10	大里柔剣道場	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	門司区不老町一丁目1番4号	昭和50年6月22日	昭和50年6月22日	RC造 3F建	柔道場 320.32㎡(168畳) 剣道場 375.29㎡ 事務室・更衣室・シャワー室 予定遊離所	門司球場と共用	9:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)

北九州市立門司体育館等26スポーツ施設施設概要

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	建築年月日	供用開始年月日	構造	建築物等の概要等	駐車場台数	供用時間	休業日
11	三萩野体育館	北九州市都市公園、公園、駐 車場等の設置及び管理に関する 条例	小倉北区三萩野三丁目3番1号	昭和52年10月16日	昭和52年10月16日	RC造 平屋建	競技場 720㎡ 管理室・更衣室・シャワー室	30台 (公園駐車場)	9:00～21:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
12	新門司体育館	北九州市スポーツ施設条例	門司区吉志新町二丁目1番1号	平成19年4月1日	平成19年4月1日	RC造 2F建	競技場 846.18㎡ 事務室・更衣室・シャワー室 予定避難所	80台 (複合施設内で共用)	9:00～21:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
13	門司体育館	北九州市スポーツ施設条例	門司区高田一丁目20番1号	昭和55年1月20日	昭和55年1月20日	SRC造 2F建	競技場 1,064㎡ 観客席 160人 事務室・集合室・更衣室 シャワー室・会議室 予定避難所	31台	9:00～21:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
14	門司青少年体育 館	北九州市スポーツ施設条例	門司区東門司一丁目1番24号	昭和39年11月2日	昭和39年11月2日	S造、RC造 2F建	競技場 225㎡(柔剣道場) 管理室・更衣室	18台 (市民会館と共用)	9:00～21:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
15	小倉北体育館	北九州市スポーツ施設条例	小倉北区三郎丸三丁目4番1号	平成2年2月4日	平成2年2月4日	RC造 2F建	競技場 1,360.8㎡ 観客席 608人 事務室・会議室 更衣室・シャワー室 予定避難所	70台	9:00～21:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
16	小倉南体育館	北九州市スポーツ施設条例	小倉南区日の出町二丁目5番1号	昭和53年9月10日	昭和53年9月10日	RC造 一部S造	競技場 1,280㎡ 観客席 300人 事務室・会議室 更衣室・シャワー室 予定避難所	70台	9:00～21:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
17	城野体育館	北九州市スポーツ施設条例	小倉南区八幡町34番1号	昭和57年4月4日	昭和57年4月4日	RC造 平屋建	競技場 596.07㎡ 事務室・会議室・更衣室・シャワー室	15台	9:00～21:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
18	曽根体育館	北九州市スポーツ施設条例	小倉南区下曾根四丁目22番2号	平成10年8月2日	平成10年8月2日	RC造 S造	競技場 1,064㎡ ステージ 105㎡ 観客席 276人 事務室・会議室 更衣室・シャワー室	75台 (複合施設と共用)	9:00～21:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
19	新門司温水プール	北九州市スポーツ施設条例	門司区新門司三丁目5番	昭和54年1月11日	昭和54年1月11日	SRC造 2F建	25m(6コース) 幼児用コーナー(1コース)	50台 (松ヶ江社と共用)	(7,8月) 9:00～20:00 (5,6,9,10月) 日祝 9:00～20:00 その他 13:00～20:00 (その他の月) 13:00～20:00	7,8月を除く月の月曜日 (その日が休日に当たるときは その曜日) 年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
20	松ヶ江プール	北九州市スポーツ施設条例	門司区大字畑2066	昭和43年7月1日	昭和43年7月1日	S造平屋建	25m(9コース)、幼児用(1池)		9:30～17:00	1～6月まで 及び9～12月まで

北九州市立門司体育館等26スポーツ施設施設概要

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	建築年月日	供用開始年月日	構造	建築物等の概要等	駐車場台数	供用時間	休業日
21	柵網ボール	北九州市スポーツ施設条例	小倉南区柵網東一丁目2番13号	昭和48年7月14日	昭和48年7月14日	S造平屋建	25m(5コース)、幼児用(1池)		9:30~17:00	1~6月まで 及び9~12月まで
22	門司庭球場	北九州市スポーツ施設条例	門司区谷町一丁目2番3号	昭和30年5月1日	昭和30年5月1日	木造、 コンクリート ブロック造	競技場 2,898㎡ (クレ-4面、壁打ち1面) 夜間照明管理室 更衣室・シャワー室	13台	(4~11月) 7:00~21:00 (12~3月) 7:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
23	小倉南庭球場	北九州市スポーツ施設条例	小倉南区日の出町二丁目5番	昭和53年9月10日	昭和53年9月10日		競技場 1,575㎡(クレ-2面) 付属施設は小倉南体育館と兼用	小倉南体育館と共用	(4~11月) 7:00~21:00 (12~3月) 7:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
24	小倉南武道場	北九州市スポーツ施設条例	小倉南区徳力二丁目10番1号	平成5年4月1日	平成5年4月1日	RC造 2F建	(1F) 柔道場 329.64㎡(195畳) 剣道場 329.64㎡ 事務室・更衣室・シャワー室 (2F) 弓道場 6人立ち	14台	9:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
25	小倉北柔剣道場	北九州市スポーツ施設条例	小倉北区田町14番19号	昭和52年10月29日	昭和52年10月29日	RC造 2F建	柔道場 372.61㎡(196畳) 剣道場 385.13㎡ 事務室・更衣室・シャワー室	15台	9:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
26	門司弓道場	北九州市スポーツ施設条例	門司区大里東一丁目4番8号	昭和42年3月11日	昭和42年3月11日	S造 平屋建	5人立ち	10台	9:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)

提 案 概 要

北九州市立門司体育館等26スポーツ施設

団体名：北九州スポーツネットワーク共同事業体

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
<p><理念> スポーツでつながる 北九州</p> <p><基本方針></p> <ol style="list-style-type: none">1. 人と人がつながる ～スポーツコミュニティの醸成～2. 地域がつながる ～市内スポーツ施設の有効活用～3. スポーツ施設が未来につながる ～持続可能な運営～
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
<ul style="list-style-type: none">・代表企業は、コナミグループからの万全なバックアップ体制があり、平成30年度の売上高は629億円 営業利益は約49億円である。・構成企業の日本管財は、安定した収益構造による収益確保を実施し、平成30年度の売上高は576億円 営業利益は約40億円である。・構成企業のコアズは、北九州市で確かな実績を構築し、平成29年度の売上高は173億円 営業利益は約2億円である。
(3) 実績や経験など
<ul style="list-style-type: none">・代表企業は、9年半本施設での指定管理業務を通じ、北九州市のスポーツ普及及び振興による地域活性化の一翼を担っている。積み上げた実績を、さらに発展させていくため、さらなる市への貢献を果たす。・構成企業の日本管財は、大きな事故、トラブルを発生させることなく、安定的に業務を実施してきた。今後も、同様の取組みを継続し、これまで市民に愛されてきた貴重な財産を、長く使って頂けるよう、全身全霊で維持管理業務に取り組む。・構成企業のコアズは、現在も本施設のプール監視を担当し、運営委員会とも綿密な連携体制の基、確実かつ安全な管理体制を構築してきた。これからも市民の安全を万全な体制で守る。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】に関する取組み					
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み					
【利用者数の目標値】					
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
630千人	635千人	640千人	645千人	650千人	
1. 人と人がつながる ～スポーツコミュニティの醸成～ 2. 地域がにつながる ～市内スポーツ施設の有効活用～ 3. スポーツ施設が未来に繋がる ～持続可能な運営～					
<ul style="list-style-type: none"> ・労働関連法規の遵守 ・市民の雇用促進 ・マラソン大会への協力 ・教室無料イベントの開催 ・成果発表会の開催 ・館内案内ブックの更新 ・各世代に応じた教室の開催 ・暴力団排除条例に関する取組み ・北九州市コーナーの設置 ・職場体験への協力 ・免許返納者教室1回無料 ・水泳記録会の開催 ・管理運営と両立した自主事業 ・トップアスリートイベントの開催 					
(2) 利用者の満足度					
【利用者アンケート満足度】					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設利用	95%	95%	95%	95%	95%
職員対応	95%	95%	95%	95%	95%
1. 施設を知り尽くした専門集団による維持管理 2. 計画的な予防保全による安全な施設の提供 3. 施設の資産価値の向上					
<ul style="list-style-type: none"> ・お客様の声BOXの設置 ・利用者アンケートの実施（平成30年度：2,400名以上から収集） ・苦情対応研修の実施 ・施設専用ホームページのリニューアル ・屋外施設利用ルールの周知徹底 ・施設の質を維持向上させる維持管理 ・実績に基づいた確実、点検・修繕・清掃・植栽管理 					
【効率性】に関する取組み					
(1) 指定管理料及び収入					
<ul style="list-style-type: none"> ・職員へのコスト意識の醸成 ・スケールメリットを活かした発注費の低減 					

- ・マルチジョブ化（多能化）による効率的・効果的な人員配置

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理運営費	309,955千円	309,955千円	309,955千円	309,955千円	309,955千円
使用料収入(実収入)	70,000千円	71,400千円	72,100千円	72,800千円	73,500千円
指定管理料	309,955千円	309,955千円	309,955千円	309,955千円	309,955千円

(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性

- ・豊富な実績に基づく適正な積算
- ・市内業者を優先した再委託管理

【適正性】に関する取組み

(1) 管理運営体制など

- ・3社の万全なバックアップ体制
- ・高水準の品質安全を確保する勤務体制
- ・エリア担当制の導入
- ・施設を最大限に活かす資格者の配置
- ・有資格者によるバックアップ体制

(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- ・プライバシーマークの取得
- ・安全マニュアルの設定
- ・学校先生向けCPR及びAED講習会
- ・災害備蓄水の常備
- ・個人情報保護研修の実施徹底したCPR及びAED操作研修
- ・熱中症指数系による対策
- ・業界屈指のセキュリティ対策
- ・徹底した防犯対策
- ・公共事業従事者研修プール緊急時対応シミュレーション
- ・市の財産を守る金銭管理研修
- ・ライフステージに応じた教室事業
- ・不測の事態に備えたマニュアル
- ・ユニバーサルデザインでの案内
- ・高齢者・障がい者対応研修
- ・ユニバーサルマナー検定受講災害を想定した研修体系

提案額（千円）

令和2年度	309,955千円
令和3年度	309,955千円
令和4年度	309,955千円
令和5年度	309,955千円
令和6年度	309,955千円

門司体育館等26スポーツ施設指定管理者検討会 会議録

- 1 開催日時 令和元年 10 月 7 日（月） 10：50～11：55
- 2 場 所 北九州市役所 15 階 15C 会議室
- 3 出席者 (検討会メンバー)
井口構成員、河邊構成員、田代構成員、寺崎構成員、南構成員
(事務局)
市民文化スポーツ局 スポーツ振興課
スポーツ施設担当課長、担当係長、担当職員
- 4 会議内容
○応募団体（北九州スポーツネットワーク共同事業体）より提案概要に関してヒアリング。
（提案書の内容につき説明）
○応募団体（北九州スポーツネットワーク共同事業体）との質疑応答。

(構成員)

- ・組織について、3社で共同事業体を組むことになることによるメリットとデメリットを教えてください。

(応募団体)

- ・構成企業は、現在、再委託先としてプールの監視業務を行っているため、市から指定管理者に指示があった場合、そこから指定管理者から再委託先への指示をしていた。今後は並立の関係になるため、市からの指示などの体系が分かりやすくなる。
- ・デメリットは、特にはないと考えている。

(構成員)

- ・プールの管理について、安全管理体制はどのようにしているか？

(応募団体)

- ・全国で起きた事例などは社内で共有している。
- ・プールの施設毎に身長や年齢での入場制限や、浮き輪などの器具の使用を認めるか判断している。
- ・ハード面では夏期期間が始まる前の準備段階での事前点検を徹底している。

(構成員)

- ・プールに関連して、構成企業はどのように考えているか。

(応募団体)

- ・現場の監視員には水溜まりでも溺れるとの危機意識をもって対応するよう、毎朝の朝礼などで教育している。また、勤務開始後と営業終了後の報告を義務付けている。

(構成員)

- ・提出資料にある関心表明書は、強制的に提出させたものか。逆に添付しない方が良くらいである。

(応募団体)

- ・強制的に提出させたものではないが、次回応募の際には注意する。

(構成員)

- ・代表企業は、直営のスポーツクラブを展開しているが、公営施設との違いと共通点について伺いたい。

(応募団体)

- ・公共施設は、誰でも使える施設であること、またそのように利用していただける環境づくりが大切と考える。
- ・一方で、民間施設は会員制を採用しているなど、来たい人が来て使うもの。健康づくりの面では共通する部分があると思う。
- ・現場レベルでは、公共施設を利用する人とは一期一会のため1日1日を大切にし、帰る際に笑顔で帰ってもらうよう心掛けている。

(構成員)

- ・現場をサポートする本社の専門部署にどのような人がいて、どのような内容の役割があるか、北九州市の施設の特特殊性、公共施設のあり方を踏まえて、教えてほしい。

(応募団体)

- ・代表企業は、受託事業部で運営部門、開発部門、総括部門がある。運営部門では契約やコンプライアンスの順守、開発部門は営業、総括部門は各施設の巡回などの業務を行っている。
- ・北九州市は、利用料金制を採用していないため、使用料は全て市の歳入になる。全国では少ない方なので、市の収入を増やすことが目標であることは、他とは違う。また、管理施設が多く、運営委員会の制度があることも他とは異なるところである。
- ・高齢化や人口減によりスポーツの役割が大きくなってきていると感じている。公共施設においては地域で繋がることや街づくりの面から期待されていることが多々ある。

(構成員)

- ・直営のスポーツクラブと公共施設との違いの面で、SNSの活用はどのように考えているか。

(応募団体)

- ・HPのリニューアルや、SNSの活用は現在の社会の仕組みから積極的に行う必要があると認識している。北九州市においては各区役所でSNSのアカウントを持っており、無料イベントの発信など公のフォロワー向けの広報を活用したいと考えている。

(構成員)

- ・使用料が、市の収入になることに疑問はないか。

(応募団体)

- ・公募要件に記載があり、納得した上で提案している。自主事業の収益は指定管理者のものになるため、特に不満はない。

(構成員)

- ・施設を利用してもらおうきっかけづくりを行っているか。実際に効果は出ているか。

(応募団体)

- ・新門司体育館では、近隣の福祉事業団の展示品を置いたり、施設開館10周年の際には写真展を実施したり、体育館利用者以外にも施設を使う機会を作り、それがスポーツ施設利用に繋がることを期待している。
- ・小倉北体育館では、市の子育て支援に即して赤ちゃん駅や相談会を実施した。多くはないが参加した両親が施設利用にも興味を持つきっかけになったと考える。

(構成員)

- ・どこの業界でもクレームは付きものであるが、クレームの内容は変わってきていると感じているか。

(応募団体)

- ・自分本位で言う人が増えたと感じる。再委託先の運営委員会が管理する施設では昔ながらの考えで対応する場が多いが、クレームが起きた際には初動対応が重要だと考え、すぐに現場に行きお客様目線での対応を心掛けている。

(構成員)

- ・作業員の作業日報はあるか。

(応募団体)

- ・プールは作業日報がある。他の施設では利用者数の集計用と業務引継ぎ用に日報がある。

(構成員)

- ・提案書に施設のクセを熟知したとあるが、クセとはどのようなことか。

(応募団体)

- ・運営委員会の従業員は年上の方が多く、昔ながらの考えや地域の特徴といった固定概念を持って対応する方がいる。

(構成員)

- ・構成企業は、維持管理について施設の老朽化などの“施設のクセ”をどのように考えるか。

(応募団体)

- ・1級建築士など、資格を持ったものが行う法定点検などにより優先順位を付けて実施している。また、LED化などにより最小限の費用でかつ安全を担保できるよう対応している。複数施設を管理することになるため総合的に判断し対応する。

- 構成員は、提案概要のヒアリングと質疑応答を受けて各自得点を記入し発表。その後、構成員全員で意見交換。

(構成員)

- ・実績などがあり、疑いなく管理を任せられると思う。
- ・ただし、マーケティングの準備提案やその実績があるからこそ、全国と北九州市との取り組みとの違いをもう少し具体的に示してほしい。

(構成員)

- ・企業間の役割分担やプレゼンテーションはよかった。
- ・お客様目線は評価するが、スタッフ同士のコミュニケーションが取れているかどうかは疑問がある。

(構成員)

- ・全国の事例を北九州市に落とし込んだような提案だが、基本的には細部まで行き届いた提案である。

(構成員)

- ・利用者向けの取組み、地域密着の取組みは評価できる。
- ・総括責任者の能力は評価できるが、属人的な対応になっているとすれば、人材育成も必要であると感じた。

(構成員)

- ・勤続年数から経験豊富な担当者が揃っている。
- ・女性活躍の観点から総括責任者が頑張っていることは評価できる。

5 検討会としての検討結果について

各構成員の評価レベルを再度確認したうえで、検討会としての各審査項目の評価レベルを下記のとおり、決定した。

1 指定管理者としての適性のうち、

- (1) 施設の管理運営に関する理念、基本方針については、4
- (2) 安定的な人的基盤や財政基盤については、4
- (3) 実績や経験などについては、4

2 管理運営計画の適確性に関する有効性のうち、

- (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組みについては、4
- (2) 利用者の満足度については、4

効率性のうち、

- (3) 指定管理業務に係る経費については、3
- (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性については、3

適正性のうち、

- (5) 管理運営体制などについては、4
- (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制などについては、4

- ・他の自治体でも多くの指定管理施設を管理しており、指定管理者として十分な実績があることやその実績を生かした利用者向けの取組み、地域密着型の取組みは評価できる。以上のことから、門司体育館等26スポーツ施設の業務を行うのに十分な適格性を有していると考える。

- ・付帯意見については、特になし。